



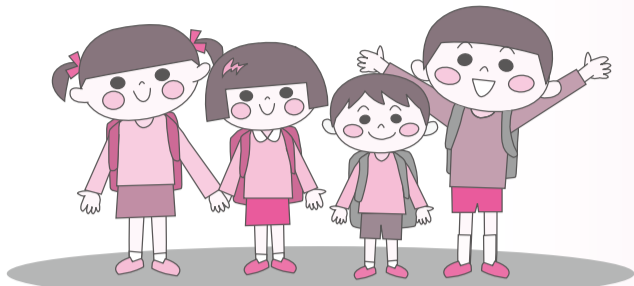
### 市長提出議案

#### 平成27年度一般会計 こんな事業を実施します

骨格予算では、原則、新規事業や投資的経費、政策的経費は計上されませんが、例外的に次の新規事業が計上され、承認しました。

#### 学童保育事業

学童保育の対象児童が小学校低学年から6年生までに、土曜保育時間が午後5時までから午後6時30分までに変更されたことにより、指導員報酬等に使われます。



#### 生活困窮者自立支援事業

生活保護に至る前の新たなセーフティネットとして、次の事業を実施します。

#### 自立相談支援事業

一人ひとりの状況に応じて自立に向けた支援プランを作成します。

#### 住宅確保給付金の支給

失業者等の就職活動を支えるため、家賃費用を有期で給付します。

#### 子どもの学習支援事業

生活困窮家庭の子どもに対する学習支援や保護者への進学助言を行います。

#### 障がい者相談支援事業 所サポート事業

障がい者福祉事業所が新たに職員を採用し、相談業務の充実と福祉人材の育成を図ります。

#### 吉川市介護福祉総合条例の一部を改正

介護保険料の所得段階別保険料段階が第8段階から第11段階へ改定されます。

#### 特別会計など 新年度骨格予算決まる

5つの特別会計と水道事業会計の平成26年度予算は左表の通り決まりました。

#### ●特別会計

会計別	予算額(千円)	前年度比(%)
国民健康保険	8,835,935	11.6
下水道事業	1,249,487	△6.5
農業集落排水事業	31,567	3.3
介護保険	3,263,698	△2.2
後期高齢者医療	444,412	7.0
合計	13,825,099	13.2

#### ●水道事業会計

収益的収入及び支出	予算額(千円)
水道事業収益	1,499,450
水道事業費用	1,436,649

資本的収入及び支出*注	予算額(千円)
資本的収入	136,645
資本的支出	330,112

注：水道事業会計において資本的収入が資本的支出に対し不足する額は、過年度分損益勘定留保資金などで補てんする。

### 議員提出議案

#### 議員提案により 修正案を可決



吉川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例を制定

この条例では、子ども・子育て支援法の規定に基づき、子どものための教育・保育給付に係る支給認定保護者が負担すべき費用等その他必要な事項を定めています。

文教福祉常任委員会にて、委員より、保育に係る「利用者負担額表」について修正案が出され、同委員会及び本会議ともにさまざまな意見が出される中、可決となりました。

修正案は、低所得者や多子世帯への負担を軽減することを提案理由とし、原案の利用者負担額の一部を引き下げるとともに、階層区分の8階層から18階層にすることを提案したものです。利用者負担額の一部引き下げや階層を細分化することにより、利用者負担額の軽減と階層間の差額が緩和されます。

### 意見書

今定例会では、2件を上程し、1件を可決、内閣総理大臣等へ送付しました。(一部抜粋)

#### 子どもの医療費助成制度の創設を求める意見書

少子化が大きな社会問題となつている我が国において、子育てをする親たちを支援していくことが強く求められている。子どもは病気にかかりやすく、抵抗力が弱いため重症化することも多い。病気の早期発見・早期治療を支える環境整備とともに、子どもの医療費の心配をなくすことが、子育て支援として重要である。

子どもの医療費助成制度は、既に各自治体で行われている。しかし、自治体の財政状況などにより助成内容の格差が生まれているのが現状である。どこに住んでも等しく医療を受けられるよう国の制度の創設が急がれている。

国が子どもの医療費助成制度を設けることで、すべての子育て世帯の医療費負担を軽減でき、さらに各自治体は、それに乗せする形で独自の医療費助成制度を実施することが可能になる。よって、政府に対し、子どもたちの健やかな成長を保障し、保護者の医療費の負担を軽減するために、国の制度として子どもの医療費助成制度を早急に創設するよう強く要請する。

### 議会を傍聴しませんか？ 次回定例会の予定

市の重要な施策や皆さんに身近な問題が審議されます。

- 6月2日(火) 本会議【開会日】
  - 6月4日(木) 本会議【議案審議】
  - 6月5日(金) 委員会【総務水道・文教福祉】
  - 6月8日(月) 委員会【建設生活】
  - 6月9日(火) 委員会【請願審査】
  - 6月11日(木) 本会議【委員長報告】
  - 6月12日(金) 本会議【一般質問】
  - 6月15日(月) 本会議【一般質問】
  - 6月16日(火) 本会議【一般質問・閉会日】
- ※一部変更が生じる予定があります。お越し頂く前にホームページ等でご確認をお願いします。

#### 傍聴時のお願い

- ◆本会議は午前10時、委員会は午前9時30分に開会します。
- ◆なお、傍聴の際は、次のお守りいただく事項があります。
- ◆静粛にすること
- ◆議場での言論に対し、拍手等により可否を表明するような行為を行わないこと
- ◆騒ぎ立てる等、議事の妨害をしないこと
- ◆携帯電話等の電子機器の電源を切ること
- ◆係員の指示に従うこと